

令和 7年 2月 7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長 小川 晶

市町村名 (市町村コード)	前橋市 (10201)
地域名 (地域内農業集落名)	荒砥地区 (下大屋、泉沢、富田、荒口、荒子、西大室、東大室、飯土井、新井、二之宮、今井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月19日 令和6年12月12日 (第1回) (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計265.0ha、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計94.7haとなっているため、新たな担い手の確保が必要である。
- ・集落営農法人が多い地区のため、水田利用の集約化は進んでいるが、畑作利用の集約化の検討が必要である。
- ・農家の高齢化や後継者不足となっていることから、遊休農地が年々増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農法人が多い地区のため、水田利用の集約化は進んでいるが、畑作利用の集約化の検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,337.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,240.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域計画地区座談会や遊休農地地区別検討会等を定期的に開催し、地区で話し合いを行い情報共有する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

前橋市農地利用最適化推進委員を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

圃場を大区画化しスマート農業を取り入れ、若者へ就農意欲を促し後継者を育成する。

今後、担い手が不足する集落営農法人において、定年帰農者を構成員に取り込むなど経営基盤を安定させる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②畜産農家が多数あり、そこで生産される堆肥等を耕種農家に循環させ、米麦、施設及び露地野菜等に活用している。

③比較的広い圃場を生かし、ドローン等のスマート農業が行われている。